

新しい介護予防事業(案)

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防事業対象者の把握事業

- ・地域の実情に応じて収集した情報等(例えば、民生委員等からの情報など)の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応(基本チェックリストを活用することも可能)

・介護予防普及啓発事業

・地域介護予防活動支援事業

- ・要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実

・介護予防事業評価事業

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

- ・「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進

介護予防・生活支援サービス事業

- ・従来の二次予防事業対象者に実施していた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、基本チェックリストの活用により、引き続き、対象者を限定して実施

介護予防の推進

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。
- 一方で、これまでの介護予防の手法は、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであり、介護予防で得られた活動的な状態をバランス良く維持するための活動や社会参加を促す取組（多様な通いの場の創出など）が必ずしも十分ではなかったという課題がある。
- このような現状を踏まえると、これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことが適当である。
- 具体的には、今後の介護予防事業（一般介護予防事業）については、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、介護予防の理念の徹底の観点から、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する等、機能強化を図る必要がある。
- さらに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例を全国展開する観点から、国は都道府県と連携しながら技術的支援を行うとともに、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるよう、介護・医療関連情報の「見える化」を推進する必要がある。
- なお、上記のような地域づくりのためには、介護保険制度のみならず、高齢化に対応した地域づくりに向けた国・地方自治体の諸施策が有機的に連携することが不可欠である。

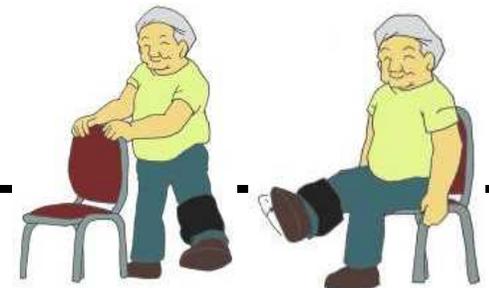
5. 地域づくりによる介護予防の推進について

地域づくりによる介護予防とは

住民運営の通いの場の充実プログラム

<コンセプト>

- ◆市町村の全域で、高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開
- ◆前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等何らかの支援を要する者の参加を促す
- ◆住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を目指す
- ◆後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などを実施
- ◆体操などは週1回以上の実施を原則



国及び都道府県による市町村支援

○都道府県は、市町村が地域の実情に応じた戦略を策定し、地域づくりによる介護予防の取組が図れるように支援する

○国は、都道府県による市町村支援を強化することで、効果的・効率的な介護予防の取組を推進する

住民運営の通いの場

バックアップ

市町村

バックアップ

都道府県

バックアップ

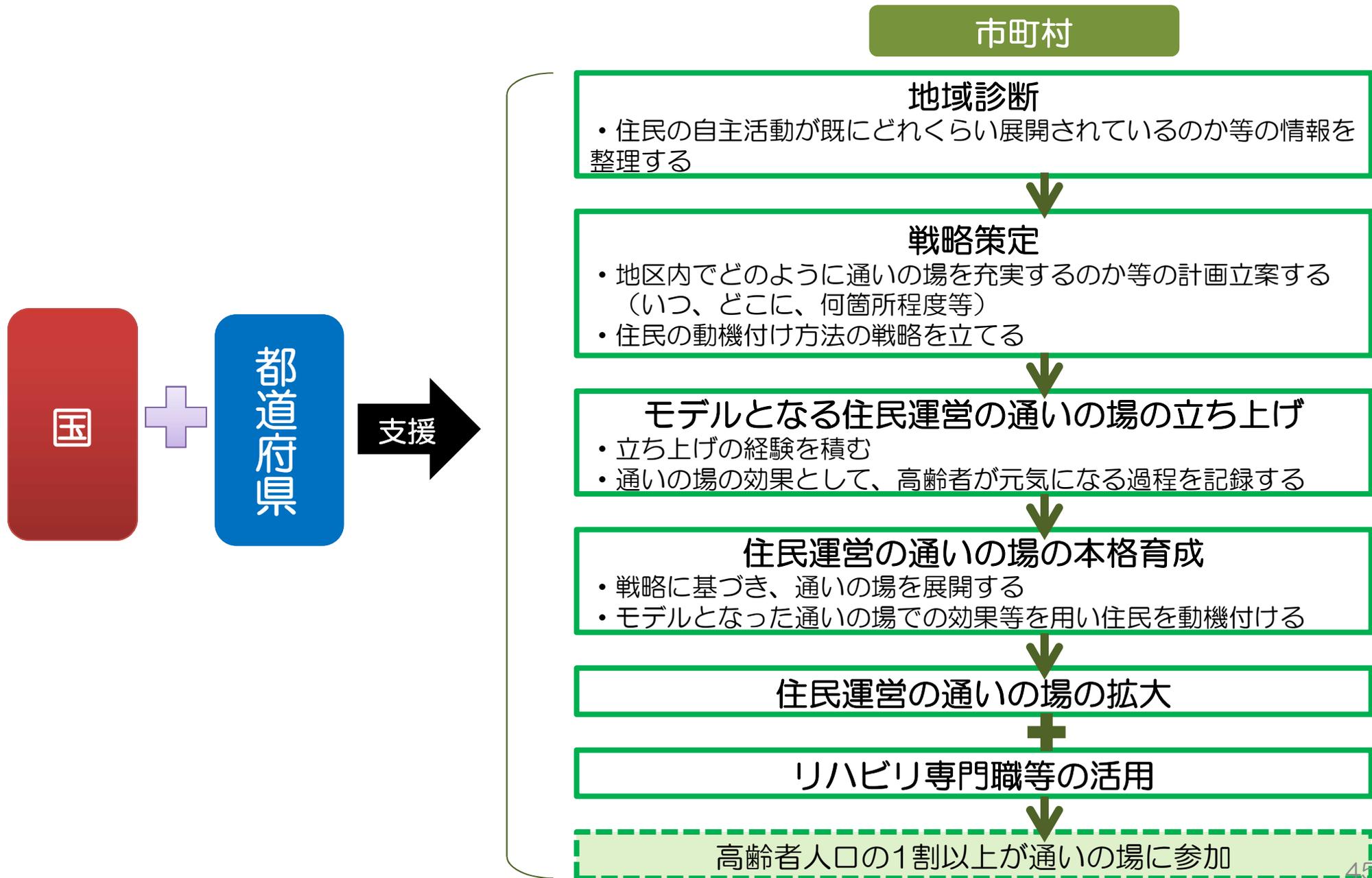
国

- ◆ 住民に対する動機付け
- ◆ 住民運営の通いの場の立ち上げ支援

- ◆ 相談・支援（地域診断、戦略策定等）

- ◆ 研修の実施
- ◆ 効果的・効率的な取組事例の情報提供

住民運営の通いの場の充実に向けた取組



高齢者リハビリテーションの機能強化モデル事業

○国は、都道府県による市町村支援の強化を図ることにより、体操などを行う住民運営の通いの場の充実と、二次医療圏単位の医療介護連携を推進する。

地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業

●目的

生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、体操などを行う住民運営の通いの場を充実する。

●事業内容

国（アドバイザー組織）と都道府県が連携し、モデル市町村が住民運営の通いの場を充実していく各段階において、研修及び個別相談等の技術的支援を行う。

＜住民運営の通いの場を充実するための具体的な流れ＞

1. 地域診断、戦略策定
2. モデルとなる住民運営の通いの場の立ち上げ
3. 住民運営の通いの場の育成・拡大
4. リハビリ専門職等の活用

＜コンセプト＞

- ・市町村の全域で、高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開
- ・前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等何らかの支援を要する者の参加を促す
- ・住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を目指す
- ・後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などを実施
- ・体操などは週1回以上の実施を原則



住民運営の通いの場

バックアップ

モデル市町村

バックアップ

モデル都道府県

バックアップ

国（アドバイザー組織）

- ◆ 住民に対する動機付け
- ◆ 住民運営の通いの場の立ち上げ支援

- ◆ 相談・支援（地域診断、戦略策定等）

- ◆ 研修の実施
- ◆ 相談・支援（電話、メール）
- ◆ 現地での技術的助言

都道府県医療介護連携調整実証事業

●目的

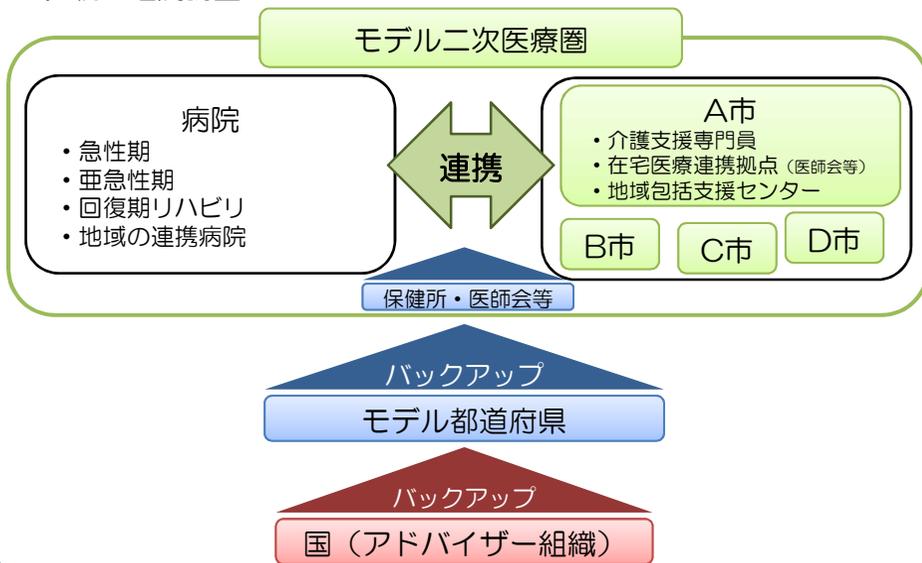
急性期・回復期から生活期リハビリテーションへの円滑な移行をするために、二次医療圏単位の医療介護連携を推進する。

●事業内容

国（アドバイザー組織）の支援を受けた都道府県（保健所等）の調整のもと、病院から介護支援専門員への着実な引き継ぎを実現する退院調整ルールを作り、それを実証的に運用し、具体的なノウハウを蓄積する。

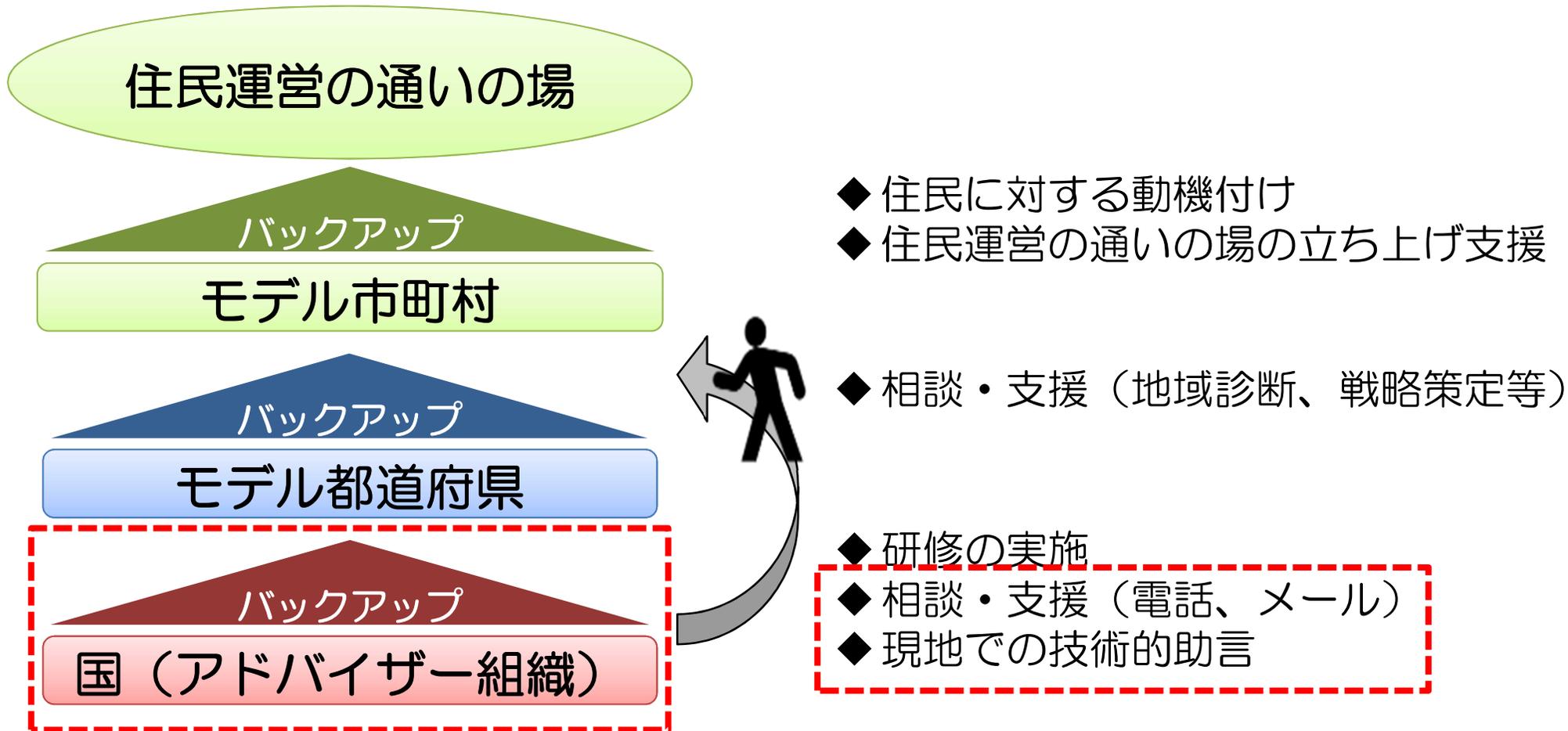
＜退院調整ルール作成・運用するための具体的な流れ＞

1. 病院のネットワーク化
2. 介護（介護支援専門員）のネットワーク化
3. 病院と介護（介護支援専門員）合同の連携協議会の形成
4. 当該圏域統一の退院調整ルール作成・運用
5. 統一退院調整ルールのレビュー



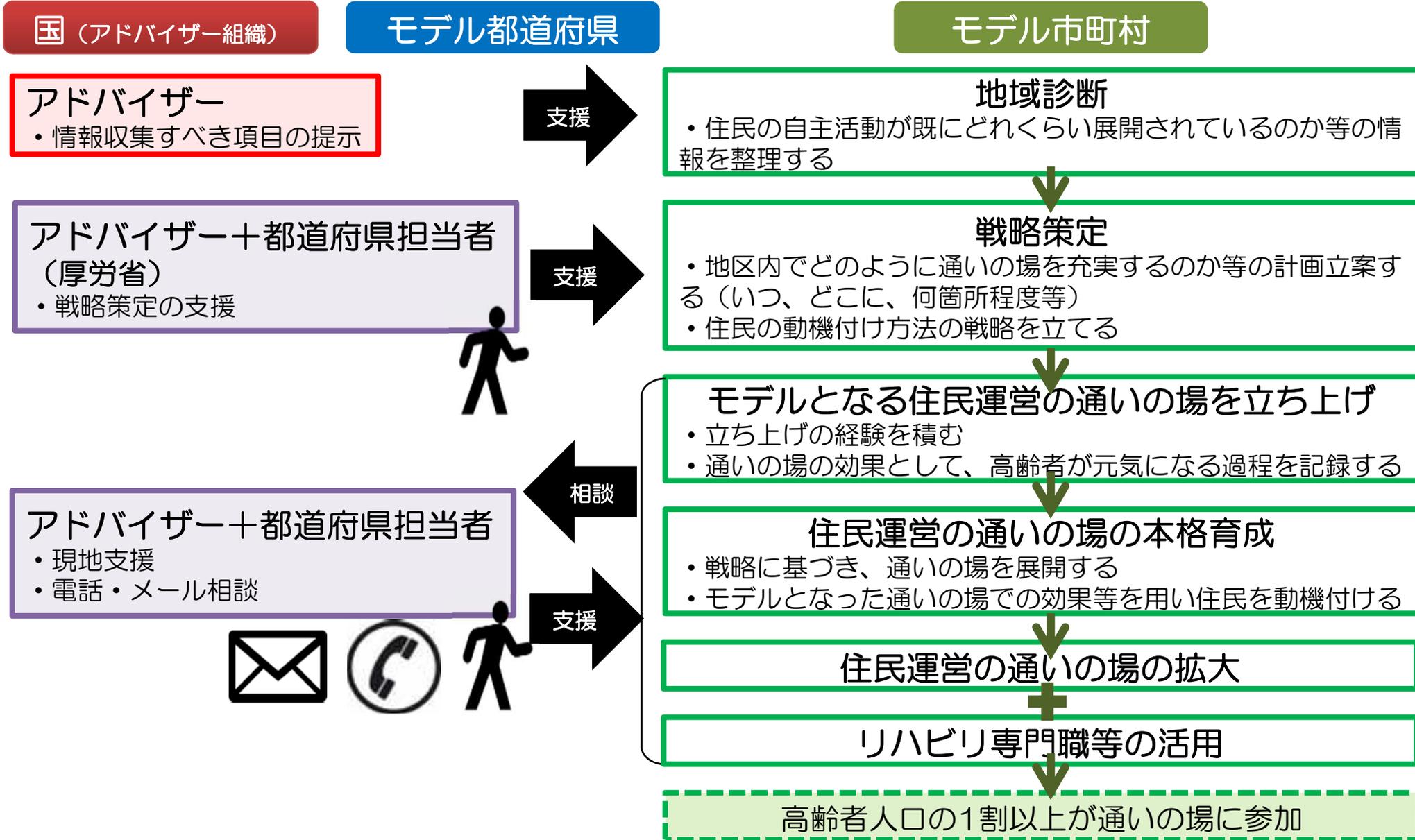
地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業のイメージ①

- 都道府県による市町村支援を強化することにより、地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する
- 国は、都道府県と連携しながら、モデル市町村を支援する取組を段階的に拡大していく



地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業のイメージ②

アドバイザーによる支援のイメージ



地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業のイメージ③

アドバイザーの役割（現時点でのイメージ）

地域づくりによる介護予防が、地域の実情に応じて展開出来るように、都道府県の担当者（介護予防担当、保健所の保健師など）と共に市町村を支援する

①広域アドバイザー

- 2～3県を広域的に担当
- 地域づくりの経験を活かし、住民の動機付けや、住民運営の通いの場の展開方法などを具体的にアドバイス



②都道府県密着アドバイザー

- 所在の1県を担当
- 県内のモデル市町村（5市町村程度を予定）からの相談・支援（電話、メール）

6. 介護・医療関連情報の 「見える化」の推進について

